

## 岩手県農福連携応援マーク交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、岩手県内で農福連携により生産された商品に印字・貼付できる「岩手県農福連携応援マーク」(以下「応援マーク」という。)の交付に関し必要な事項を定めることにより、農福連携に対する認知度の向上を図るとともに農福連携への取組を応援することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、「農福連携」とは、障がい者就労支援事業所を利用する障がい者が、当該事業所における就労訓練の一環として、農林水産物若しくはそれを使った加工品(以下「農林水産物等」という。)の生産から出荷までの工程の全部又は一部に従事することをいう。

2 この要綱において、「障がい者就労支援事業所」(以下「事業所」という。)とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、就労移行支援又は就労継続支援(A型・B型)の指定を受けた障害福祉サービス事業者をいう。

3 この要綱において、「農林水産業者」とは、個人又は法人で農林水産業を営む者、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合をいう。

### (応援マークの交付対象)

第3 応援マークの交付を申請できる者は、岩手県内に所在し農福連携に取り組む事業所とする。

2 応援マークは、次の(1)~(3)の要件を全て満たす場合に交付する。

(1) 岩手県内で生産又は収穫された農林水産物等であること。

(2) 次のア~エのいずれかの方法により生産された商品であって、事業所を利用する障がい者が生産から出荷までの工程の全部又は一部に従事していること。

ア 事業所が、農林水産業者の指導・助言を得て、自ら生産又は加工したもの

イ 事業所が、生産から出荷までの工程の一部または全部を農林水産業者から受託したもの

ウ 事業所が障がい者を雇用して生産から出荷までの工程の全部又は一部に従事させたもの(就労継続支援A型事業所に限る。)

エ 事業所が県内の農林水産業者から調達した原材料を加工したもの

オ 事業所が農林水産業者と共同で開発したもの

(3) 既に販売している又は販売を予定している農林水産物等であること

### (応援マークの交付申請等)

第4 応援マークの交付を受けようとする事業所は、岩手県農福連携応援マーク交付申請書(様式1)により岩手県保健福祉部障がい保健福祉課(以下「障がい保健福祉課」と

いう。)に申請するものとする。

2 障がい保健福祉課総括課長（以下「総括課長」という。）は、第1項の申請があった場合において、当該商品が第3の規定を満たすと認めるときは、応援マークの使用を許諾するものとする。

3 総括課長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該申請者に対し岩手県農福連携応援マーク使用許諾書（様式2）並びに応援マークに係るシール及び電子データを交付するものとする。

（応援マークの使用及び表示）

第5 応援マークは、許諾時に交付されたシールを農林水産物等の容器又は包装に貼付するほか、電子データを活用して事業所においてシール又はマークを印刷した容器又は包装等を作成して使用することができる。

2 事業所において応援マークのシール又は包装紙を作成する場合は、形状及び色彩を変更してはならない。ただし、モノクロで作成することは妨げない。

（応援マークの有効期限及び更新）

第6 使用の許諾を受けた応援マークの有効期限は、令和5年3月31日までとする。

2 応援マークの更新を受けようとするものは、令和5年1月31日までに岩手県農福連携応援マーク使用期間更新申請書（様式3）を障がい保健福祉課まで提出するものとする。

なお、更新した場合の有効期間は令和5年4月1日から3年間とする。

（許諾を受けた事項の変更に係る届出）

第7 事業所は、応援マークの使用を許諾された商品について次のア～エのいずれかを変更したときは、岩手県農福連携応援マーク使用内容変更届（様式5）を総括課長あて提出するものとする。

ア 商品の名称

イ 販売価格

ウ 販売先

エ 第3(2)イに該当する場合において農林水産業者からの受託業務の内容

（許諾の取消）

第8 事業所は、許諾された応援マークの使用を中止するときは、岩手県農福連携応援マーク使用辞退届（様式6）を障がい保健福祉課に提出するものとする。

2 総括課長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該農林水産物等に対する許諾を取り消すことができる。

(1) 事業所から前項の届出があったとき

(2) 応援マークを不適正に使用したとき

(3) その他交付を取り消すべき重大な事由が生じたとき

3 事業所は、応援マークの使用を中止したとき又は許諾を取り消されたときは、交付を受けた応援マークを返還するものとする。

(名簿の整理)

第9 総括課長は、応援マークを交付した事業所に係る名簿を整備し、第4により応援マークの使用を許諾したとき、第7による変更届を受理したとき及び前項により許諾の取消を行ったときは、当該名簿の整理を行うものとする。

(応援マークに係る普及啓発への協力)

第10 事業所は、県が行う応援マークの周知等に協力するものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は知事が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和元年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年11月30日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。